



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む : スタディ・クエスチョン・メソッドの試み : その4 : 第17段落から第18段落 : riskの特徴3
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 27, 99-110
Issue Date	2018-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71725
Type	departmental bulletin paper
File Information	099-110_nagashima.pdf



「保険とリスク」 (フランシス・エワルド著) を読む

—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—
その4：第17段落から第18段落：riskの特徴3

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授
長島 美織

長島
美織

NAGASHIMA Miori

abstract

Reading 'Insurance and Risk'
— An Application of Study Question Method —
Part4: From paragraph 17 to 18: Risk is a capital

NAGASHIMA Miori

This essay represents an attempt to read and interpret one of the classic English-language papers in social science using Study Questions. We use Study Questions as a guide, with the purpose of gaining a deeper understanding of the text. This fourth part deals with paragraph 17 to 18 of the paper 'Insurance and Risk'. This paper is written by François Ewald, and considered an excellent example of the application of some of the key elements of Foucauldian thought to the study of the sociological notion of risk.

1 エワルド論文の全体的な特徴とスタ ディ・クエスチョン・メソッドについて¹

(その1)²から引き続き、『*The Foucault Effect: Studies in Governmentality With Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*』(Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press, 1991)という本のなかの「Insurance and Risk」(第10章)という論文を、読解対象としています。この論文は、哲学者で、フーコー学派でもあるFrançois Ewaldによって書かれたもので、下記で解釈対象となっている英文は、全てこの論文から引用されています³。

今回の原稿は、(その1) から数えて4回目となるものですが、スタディ・クエスチョン(Study Questions, SQ)という勉強するための質問を道案内として、古典的で難解な論文を学問的に読み解いていこうとするものです。スタディ・クエスチョンとは、通常の質問とは異なり、「スタディ」＝「勉強する」ための質問、つまり、読者がそのテキストを読んで「学ぶための質問」です。目の前に道標のように現れるクエスチョンに、ひとつひとつ丁寧に答えていくことを通して、難解な論文を深く理解することが可能になります⁴。

2 前回までの内容

(その1) と (その2)⁵では、エワルド論文のタイトルであるInsurance and Riskのそれぞれの単語について論じている部分を読みました。(その1)で扱った第1～4段落は、最初の言葉であるInsuranceについて、そして、(その2)で扱った第5～10段落は、表題後半のもう1つのキーワードであるRiskについて、論文後半の分析や主張のための舞台設定をしている部分でした。

(その1) でみたように、まずここで、保険は、「社会的技術であり、社会的現実の様々な要素と経済とをある特定のルールによって結びつける技である」と定義されます。安全をめぐる取引がおこなわれる市場に対して、時々の経済や政治、法体制や文化を鑑みながら(imagination)、保険の専門家は、この社会的技術(technology)を使って、制度をつくり(form)、多様な私たちの保険(商品)を提供(shape)します。Insuranceという言葉が多義的で多彩なことがらを指すことができるのは、この言葉がこれらの4つの側面(technology, form, shape, imagination)をもつからであると論じられました。

(その2) では、日常用語で使われる「リスク」との対比により、保険におけるリスクという言葉の意味を確認します。死亡や事故といった出来事そのものがリスクなのではなく、保険という「合理性の1つの形式」から事象をみ

- ▶1 この部分は、(その1) から共通して用いている方法論および題材の解説であるため、読者の便宜のため、(その2) から引き続きこの(その4)においても再掲しています。スタディ・クエスチョン・メソッド及び学問的読みについては、24号掲載の(その1)の第1節から第2節に詳しく説明してありますので、併せてご参照下さい。
- ▶2 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124を指します。
- ▶3 引用英文のイタリックは原著によります。下線は説明の為、筆者が加えたものです。
- ▶4 本エッセイは、王瞻さんが作成してくれた、研究室ゼミの記録をもとに、加筆・修正しています。同ゼミに参加してくれた、糸川悦子さん、市原攝子さん、王瞻さんに感謝します。
- ▶5 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その2: 第5段落から第10段落: riskについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』25: 57-73を指します。

▶6 長島美織, 2018, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メゾットの試み—その3: 第11段落から第16段落: riskの特徴1と2」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』26: 109-126を指します。

ることによってリスクという概念が形成されます。つまり、あるグループの人たちに起こりうるある種の出来事がある「特定のモード」で扱うことにより、それらの出来事は扱いうるリスクとなります。言い換えれば、保険は、ある一定の合理性に基づき、現象を秩序づけ、リスクという概念を通してそれをコントロールしようとしていることとなります。そしてこのような動きは、すぐに既存の現象の秩序づけを超えて、その時々⁶の社会的想像力を用いて、現実の要素をさらに積極的にこの合理性で結びつけることを始めます。これにより、それまで認識されていなかったところに、リスクを登場させ、ほとんどすべてのものをリスクに仕立て上げていくとエワルドは論じています。

このような動きを通して、保険は、市場における利益をもたらす、社会に対しては、道徳や遵守すべきルールを浸透させることとなります。つまり、保険は、道徳的主張によらず、社会を変革するという実践的な力を持つということが指摘されました。

この指摘をさらに追求するのが、(その3)⁶で読み解いた第11段落から第16段落の部分です。ここでは、保険システムにおけるリスクの特徴の第1点目「リスクは計算できる」と第2点目「リスクは集合的だ」を扱いました。第1の特徴は、保険業の基礎である統計表と公式によって、ある出来事の蓋然性がリスクとして計算できるということです。この意味をさらに明確にするために用いられるのが、保険システムと法システムの比較です。事故や損害などなんらかのネガティブな現象が起こったときに、法システムは、過失 (fault) という観点から原因を追及するのに対して、保険システムは、単にその事故がどのような確率で起こるかということのみを問題とします。言い換えれば、法システムは、道徳的観点から事象をみるのに対して、保険システムは、事実の蓋然性という観点から同じ事象をみることとなります。それは、「判事の世界観」と「保険業者の世界観」として、表現されてもいます。判事が、「悪い結果には何か悪い原因 (人為的なものであれ、システムのなものであれ) があつたはずだ」と事象をみるのに対して、保険業者は、「悪い結果は人々がどのように努力しようとも、ある一定の規則性をもって繰り返される」というように世界をみます。

リスクの第2番目の特徴である集合性は、この規則性と連動します。リスクが計算できるものであるためには、そのリスクにさらされる人口の集団をつくる必要があります。それが「リスクは集合的だ」という第2点目の論点です。保険システムにおいては、実は個人的なリスクという範疇は存在し得ないのです。保険においてリスクの対処にあたるためには、集合性をもつあるグループを作らないといけないわけですが、通常グループがグループとして機能するためには、そのグループ内の相互性が必要となります。旧来の助け合いのシステムにおいては、グループ内の互助を得るためには、グループに所属し、グループ内の規範や義務を共有することが必要でした。このような内面化を伴う互助性に対して、保険システムがもたらす互助性は、全く異なる性質をもちます。保険によって作られる相互性は、「顔のみえない」互助性であり、人々は、保険を通して、個人の自由を保ちつつ、社会的な互助をえることが可能となるわけです。つまりは、保険システムは、従来、同時に獲

得することがむずかしかった「社会的社会化」と「個人化」をなんなく両立させてみせます。そして、これが、近代における保険の政治的・社会的成功をもたらしているまさに要の点だということになります。

3 Study Question Methodによる読解

(その3) においては、リスクの特徴「1. **Risk is calculable.**」と「2. **Risk is collective.**」を読み解きました。以下、第17段落と第18段落において、最後の特徴、「3. **Risk, lastly, is a capital.**」をみることになります。

第17段落：

SQ(a)：一番最初の文はこの段落のトピックセンテンスとなっています。要約しなさい。

答え*

What is insured is not the injury that is actually lived, suffered and resented by the person it happens to, but a capital against whose loss the insurer offers a guarantee.

エワルドは、何かと何かを対比することによって、その性質を明確にするという方法を一貫して援用していますが、この段落でも、そのやり方が用いられています。保障されているのは、ケガをした本人が、実際に経験する苦しさや怒りなどではなく、保険業者が保障の対象とした資本である、というのがこの文の意味になりますが、なまの苦しみと資本が以降、2つの対立する軸として、この段落の基調を作っていくことになります。

次の2つの文で、この点をさらに解説し、保険が保障することのできない「なまの苦しみ」とはどのようなものかをより詳しく語っていきます。例えば、一旦、ケガや損失が発生したら、完全に以前と全く同じ状況に戻ることはできない、であるとか、父親や母親が死んでしまったら彼らをもう取り戻すことはできない、といった例を挙げています。また、それと同様に、足や手を失うなどの負傷をしたら、もう完全に以前のように戻らないのだ、といった形で、一旦起こってしまった現象を取り戻すことはできないということを述べています。つまり、なまの苦しみを直接保障することはできないのだということです。

SQ(b)： **Considered as suffering, …**の文を訳しなさい。

答え*

Considered as suffering, all of this is beyond price, and yet it is the nature of

insurance to offer financial compensation for it.

苦しみということから考えると、これらすべてのことは、お金での補償という範囲を超えている、しかしそれにもかかわらず、お金で保障を提供することは、保険の本質である、という意味になります。

この文から今度は、なまの苦しみが保障できないとすれば、保険は何を保障できるのか、という部分を詳しく論じていくこととなります。

SQ(c) : Insurance, the risk-treatment…の文および、それに続く文も参考にして、**dualization**について説明しなさい。

答え*

- ▶7 **dualization**という単語はあまり使用頻度が高いものではありません。**dualize**（二重にする）という単語を名詞化し、二重性という意味合いを入れて使っています。

ここででてくる**dualization**⁷、つまり二重性とは、あるひとつの出来事が、なまの苦しみといった取り返しのつかない側面と、補償可能な側面の両面をもっているということを指しています。

解釈*

まずは、**dualization**という言葉が出てくる文とそれに続く文を、2つ続けてみておきましょう。

Insurance, the risk-treatment of injury works through a dualization of the lived and the indemnified. One and the same event acquires a dual status: on the one hand, a happening with the uniqueness of the irreparable; on the other, an indemnifiable risk.

保険は、リスクという概念に則った対処のしかたであり、生きられるもの（＝なまの苦しみ）と補償可能なものという二重性を通して機能する、（言い換えれば、）同じひとつの出来事に、次のような両面性がある、1つは、一旦起こってしまうと決して挽回することができない唯一性であり、もうひとつは、補償されうるリスクである、という意味になります。2つ目の文に、**dualization**と同じなかまの**dual**という言葉が出てくることに気づいて下さい。そうです。繰り返し出てくる言葉は、キーワードの可能性が高いのでしたね。

この意味を具体的にみていくと、こういうことになります。たとえば、交通事故の場合、腕をなくしてしまうと、もうその腕を全くもとのように復元するということはできません。しかし、保険会社が、この交通事故をリスクとしてみて、腕を失わなかったらできたであろう事をお金の形で保障することは可能なわけです。つまり、交通事故というひとつの出来事に、補填不可能な部分と補償できる部分という両面があるわけです。

SQ(d) : Henceの文が、一旦のまとめとなっています。これを訳しなさい。

答え*

Hence it is a major problem here to know how to establish a relation between the unique event and its financial compensation.

したがって、他に取り替えがきかないユニークな存在としての出来事と、それに対する経済的な補償というものの関係をいかに構築するかということが重要な問題となる、という意味です。

解釈*

ここは、非常に重要な部分です。たとえば、ユニークなイベント(交通事故で腕をなくしたなど)と、そのケガ(=損失)の補償として、どのくらいのお金を出すのかといった2つのことが、どのように関係づけられるべきなのかということは、保険制度が機能するためには、大変重要なことになってくるわけです。この点に関して、続くいくつかの文で説明が加えられます。

- ・ものごとにお金の価値がある限りにおいては、保険というのは、これら2つの関係をうまく規定することができる。
- ・しかし、体、手、足といったものにいかにして値段をつけることができるのか?
- ・保険に入っている人が遭遇する損害と保険業者によって支払われる賠償の関係を規定する普遍的で必然的な指標は存在しない。
- ・したがって、損害に対する賠償は必然的に任意なものになってしまう。
- ・しかし、このことは、その損失と賠償の関係が不当なものであるとか、なんらかの規則にしたがわないものであるということとは意味しない(つまり、契約にしたがって、公平に分配される)。

つまりは、10万円のものを壊してしまったら、10万円の補償、というように金銭にすでに換算されているものであれば、補償を計算することがある意味単純にできるが、腕などのように、もともと値段のないものをどのように金銭で補償するかということは、なかなか難しいということを述べています。しかし、そうだからといって、補償と損害の関係が不当であるとか、全く計算できないものであるということとは意味しないのだという点が肝要です。言い換えれば、値段のないものに、値段をつけるのは、難しいが、かといって、全く、いい加減にもならない、ということを意味しています。この点は、次の法システムとの比較によって、より明らかになります。

SQ(e) : Unlike legal damages…の文を訳しなさい。

答え*

Unlike legal damages, which are required to match the full extent of an injury, insurance compensation payments are defined by a contractually agreed tariff. Tables or scales of compensation rates are fixed in advance so as to define the 'price of the body' in all possible eventualities, and the indemnity entitlement

for every form of injury. One can always argue that life and health are things beyond price. But the practice of life, health and accident insurance constantly attests that everything can have a price, that all of us have a price and that this price is not the same for all:

法律の補償というのは、損害という事象の全体をみている。一方、保険の補償は、契約にしたがうものである。すべての起こりうる状況における、「体の価格」を前もって決定するため、そして、すべての被害状況に賠償を受け取る機会を与えるため、保障の割合を定めた表が事前に作られている。生命と健康は金銭価値で換算できないものだと主張することは、もちろんできるが、生命保険、疾病保険、事故保険といったすでに実用化されている保険の実践は、すべてのものに値段を付与することは可能だということをすでに証明している。つまり、我々は、すべて、金銭に換算されることができ、かつこの値段は個々人によって異なるのだ、という意味になります。

SQ (d) で、損失と補償の関係をどのように規定するかが重要だという問題提起があったわけですが、今述べた部分がこの答えとなっていることに気づいて下さい。続く引用の文章では、どのようにこの保険という考え方がその適用範囲を広げていったかということが述べられています。

Man first thought of insuring his shipping against the risks of navigation. Then he insured his houses, his harvests, and his goods of all kinds against risk of fire. Then, as the idea of capital, and consequently also that of insurable interest, gradually emerged in a clear form out of the confused notions that previously obscured them, man understood that he himself was a capital which death could prematurely destroy, that in himself he embodied an insurable interest. He then devised life insurance, insurance that is to say against the premature destruction of human capital. Next he realized that if human capital can be destroyed, it can also be condemned to disuse through illness, infirmity and old age, and so he devised accident, sickness and pension insurance. Insurance against the unemployment or premature destruction of human capital is the true popular form of insurance.

人が最初に考えたのは、航海のリスクに備えて、自分の船に保険をかけることだった。(それがうまくいくと、) 次に、火事に備えるため、自分の家、自分の収穫、自分の財産に、保険をかけはじめた。そして、資本やそれが生み出す利子にも保険をかけることができると解ってくると、混沌としたなかから、ある明確な枠組みが徐々に現れだした。人々は、実は自分自身も、余剰利益を生み出すことのできる価値ある資本であるということを認識しはじめた。そして、生命保険というものを考えだし、早すぎる死による人間という資本の損失にそなえるようになった。さらに人々は、人間は、病気、衰弱、高齢によって機能しなくなるということを理解し、それに備えるための、事

故保険、疾病保険、年金保険が作られるようになった。失業や人間という資本の早すぎる損失(重大な障害を負うことや死)に対応する保険は、人々に受け入れられやすい形の保険である。

以上のように、他の著者からの文章を引いて、資本という概念を使うことによって、保険の対象となるものがどんどん拡大していき、人間やその人間が生み出す労働といったものも、その対象となるということを補強しています。

第18段落:

SQ(a): この段落全体の構造を3つに分けて、それぞれの役割を簡潔に述べなさい。

答え*

最初の部分は、段落上から8行目まで、2番目が9行目の**Before**で始まる文から6行と半分まで、最後の部分が、下から6行目の**With the coming of accident insurance**,で始まる文から最後まで、となります。最初の部分は、以前第17段落で、キーワードとなった**dualization**を再度取り上げて、保険を提供する側と保険を受ける側の二重性について、問題提起をします。次に、労働事故災害を例にとり、保険がない時代の対応やメンタリティについて述べます。そして、最後の部分では、それを保険が導入された時代におけるものと比べて、保険によって、どのような変化がもたらされたかということを述べています。つまり、「問題提起→保険制度がない時代→保険がある場合」、という構造になっています。それでは、順を追って内容をみていきましょう。

SQ(b): 最初の部分では、まずどのような問題提起がされているのでしょうか?

答え*

保険業者と事故にあった当人の間での、事故による損失と補填に関する態度にズレがある、という問題提起がなされています。

解釈*

まずは、最初の文を詳しくみてみましょう。

This dualization of the injury as lived by the victim and the fixed indemnity paid out by the insurer (either a private company or a social security) gives rise to pitiable speculations, arguments, demands and misunderstandings between insurer and insured.

相変わらず、複雑な構造です。**This dualization**が主語、それに**of the injury as lived by the victim and the fixed indemnity paid out by the insurer**という修飾がついています。この部分は、**the injury lived by the victim**と**the fixed indemnity paid out by the insurer**という2つの部分の説明となっています。そ

して、そこに、さらに（ ）で、但し書きがつきます。これは、**insurer**に対する但し書きで、

either a private company or a social security

ということで、保険が民間の会社によって供給される場合でも、社会的な制度や連帯によって供給される場合でも、ということになります。

次に述語の部分は、**gives rise to**～ということで、～の部分で述べられているいろいろなことを引き起こすというわけです。それらはどういうことかという、以下のとおりです。

pitiable speculations, arguments, demands and misunderstandings

ここで、**pitiable**というのは、取るにたらない、といった意味でとっておきましょう。最後にこれらのことが、**between insurer and insured**の間で起こると述べています。

となると、全体の意味は、被害者の現実生活における（生きられている）被害と、保険会社によって払われる補償金の間には、二重性が存在するが、この二重性により、保険業者と被保険者との間で、とるにたらない詮索や、議論、要求、誤解といったものが生じる、といった意味になります。

これはさらに、次の2つの文で補足説明されています。被害者＝被保険者にとっては、賠償金は、決して、自分の苦しみや損失とは同等にならないのですが、それに加えて、次のようなことが起こるかもしれないとされています。

And the fact that bodily damage can thus be transformed into a cash price may lead an insured person to speculate on his or her pain, injury, disease or death, so as to extract the maximum profit from them.

それは、身体の損害や苦しみがこのように貨幣に変換されているという事実が、翻って、被保険者に、自分の痛みや損失、病気や死をそこから最大限の利益を得るものととらえるように導いていくかもしれない、と述べられています。被保険者は、自分の苦しみが、金銭に変換されることを知ると、その苦しみを、以前とは異なる観点からみるようになるかもしれないということです。この文章は、なかなか重要です。自分の苦しみが貨幣に変換されるという制度があることによって、人間の思考が微妙に変化していくかもしれないさまを描き出しています。

ここまでの、この段落を3つに分けたなかの最初の問題提起の部分となります。

SQ(c)：さて、この段落の2番目の部分では、どのようなことが述べられているのでしょうか？**Before industrial**…の文を訳しなさい。

答え*

Before industrial accidents came to be covered by social insurance, employees had to take legal action against their employers.

産業事故が、社会保険によって、補償されるようになる以前には、労働者は、雇用主と法的に対峙するしかすべがなかった、というのがその意味です。

解釈*

つまり、保険という制度がなかったわけですから、もう1つの制度である法システムを使って、訴訟を起こすといったことしか、方法がなかったわけです。しかし、もちろん、これには多大な負担が伴います。それが続く文のなかで述べられています。

No doubt this was an unjust and unequal combat for the worker to have to fight, but it did make the struggle for compensation of an injury into a struggle against the power of the boss, a struggle for recognition of individual dignity.

もちろん、これは、労働者にとって、不平等かつ不公平な戦いであっただろう。しかし、このような法を使った闘争は、労働者がケガの賠償をもらうための闘争を、権力をもっている雇用主に対する闘争にした。つまり、個人の尊厳をめぐる闘争にしたのである。

SQ(d) : 2つ目の部分の最後の文である **The worker had to... の文で、なぜ、**wrong** に ‘ ’ マークがついているのでしょうか？**

答え*

法的な闘争であるため、それは、正しいか間違っているか、というコードに沿ったものになってしまうから、というのが答えです。

解釈*

The worker had to enforce a public recognition that the employer was ‘wrong’.

労働者は、雇用主が‘まちがっている’という公的認識を勝ち取らなければならなかった、というのが訳となりますが、‘wrong’ は、‘right’ に対して、瑕疵があったということになります。(その3) で扱ったように、法システム内において、賠償をえるためには、過失の有無が出発的となるからです。

これがこの段落の三部構成、「問題提起→保険制度がない時代→保険がある場合」のうちの2番目の部分、つまり保険制度がないとどうなるのか、という部分になります。

SQ(e) : さて、この状況が保険というシステムが登場すると、どのように変

化していくのでしょうか。三部構成最後の部分の最初の文、**With the coming of…**の文を訳しなさい。

答え*

With the coming of accident insurance, this combat changes its character: it becomes a matter for the worker of getting as much money as possible out of his or her disablement.

事故保険の誕生とともに、この闘争の性質が変わった。労働者にとって、それは、ケガなどの損失に対して、いかに多くのお金を引き出すかという問題となった、という意味になります。

SQ(f) : 3番目の部分の最後の文、**The place…**の文において、文中、**Judge**と対比されているものは何かでしょうか。また、2番目の部分ででてきた **‘wrong’** に対比されているものは、何でしょうか？

答え*

まず、**judge vs. expert**、そして、**‘wrong’ vs. ‘objectively’** ですね。

解釈*

この点を詳しくみてみましょう。

The place of the judge is taken over here by the expert, who assigns a person's insurantial identity, allocates a placement in a table of categories where the individual is ‘objectively’ located by the criteria it applies.

ここで、判事の位置は、専門家によって取って代わられた。専門家は、該当個人が、保険のなかのどの種類の表にどのように位置づけられるかということを決定する。つまり、そこでは、適応される基準に応じて、個人が、「客観的」に、保険の補償などを定めている表のなかに置かれるのである、というのが上の文の意味になります。

つまり、(その3) で扱ったように、法システムと保険システムでは、ケガなどの現象に対する扱いが異なります。保険システムにおいては、ある損失に対して、どれだけの補償がでるかということについては、保険業者がもつ評価基準に則って、評価されます。したがって、保険が社会に広がっている時代においては、法システムにおいて、それに該当する判断をする判事は、(保険の) 専門家によって取って代わられます。また、賠償をえるために必要なのは、雇用主側に「瑕疵」があったという立証ではなく、保険システムにおいてすでに決まっている契約内容やその根底にある基準にそって、「客観的」に該当損害を位置づけることのみです。したがって、法システムで必要だった、個人の尊厳をかけた戦いはもはや必要ではなく、また、その事故が何か

の過失のもとに起こったか否かということの論争も必要ではなくなるわけです⁸。保険システムにおいては、すべては、「客観的」に「専門家」によって、予め定められたシステム内で、評価されるのみなのです。

これで、第18段落の三部構成、「問題提起→保険制度がない時代→保険がある場合」の最後の部分を読み終わりました。保険の導入は、

- ・ 判事から、専門家へ
- ・ **right/wrong**のコードから、統計表と公式のコードへ
- ・ 尊厳をかけた戦いから、契約の正当な履行へ

といった変化をもたらしました。そして、このような変化とともに、リスクを資本として認識する見方が、社会に否応なく醸成されていくことになります。

以上、(その3) から引き続きみてきたリスクの3つの特徴に関する読解が終わりました。保険システムの中で、リスクに関わる現象をみたとき、「リスクは計算できる」、「リスクは集合的だ」、「リスクは資本である」という3つの特徴をリスクはもつようになります。そして、このように保険システムというものが導入されたことで、リスクに関する世の中や人々の態度も変化することとなるわけです。

次の第19段落からは、再度保険システムに焦点を移し、それがどのような合理性をもっているのか、そして、それをどのような社会的技術によって実現しているのかについて、読み進みことになります。

(平成30年4月16日受理、平成30年6月1日採択)

- ▶8 ここで、(その3) で解説した第12段落でなされた論議を思い出して下さい。法システムでは、何か事故があったとき、どこかに間違ったこと(‘wrong’なこと)があったことが仮定されていました。